

公募対象事業 公募対象事業の メニュー	事業の内容	事業実施主体の業務の概要	応募団体の要件	補助対象経費 の範囲	補助率
畜産・酪農収益力強化総合対策 基金等事業					
畜産・酪農収益力強化整備等 特別対策事業のうち ① 機械導入事業	事業の内容は、次のとおりとする。 ① 機械導入事業 都道府県を区域として事業を実施する民間団体が、畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対して機械装置の導入を支援。	事業実施主体は、次の業務を実施するものとする。 ① 事業取組主体からの事業申請の受付・取りまとめ、審査及び事業実施計画の作成 ② 機械の物件価格の一部について、リース会社等への補助金の交付を通じた機械を借り受ける中心的な経営体への補助 ③ 事業実施状況等の確認・報告	次の全ての要件を満たすこと。 ① 実施しようとする事業メニューに関する知見及びノウハウを有していること。 ② 事業実施体制の構築が可能であり、農林水産省、都道府県及び基金管理団体と連携することが可能であること。 ③ 公募対象事業のメニューの推進並びに補助金の管理及び執行を行える体制を有していること。	○事業費 ○事務費	定額、1 / 2 以内

<p>② 生産基盤拡大加速化事業 (肉用牛)</p>	<p>② 生産基盤拡大加速化事業(肉用牛)</p>	<p>事業実施主体は、次の業務を実施するものとする。</p> <p>① 事業取組主体からの事業申請の受付・取りまとめ、審査及び事業実施計画の作成</p> <p>② 取組主体への補助金の交付</p>	<p>次の全ての要件を満たすこと。</p> <p>① 実施しようとする事業メニューに関する知見及びノウハウを有していること。</p> <p>② 事業実施体制の構築が可能であり、農林水産省及び基金管理団体と連携することが可能であること。</p>	<p>○事業費 ○備品費 ○事務費</p>	<p>定額 24.6万円/頭 17.5万円/頭 (繁殖雌牛の飼養頭数が期首時点で50頭以上の経営体)</p>
<p>③ 生産基盤拡大加速化事業 (乳用牛)</p>	<p>③ 生産基盤拡大加速化事業(乳用牛)</p>	<p>③ 事業実施状況等の確認・報告</p>	<p>③ 公募対象事業のメニューの推進並びに補助金の管理及び執行を行える体制を有していること。</p>	<p>○事業費 ○備品費 ○事務費</p>	<p>定額 27.5万円/頭 (ただし、購入価格が27.5万円/頭以下の乳用牛については、購入価格を上限とする。)</p>

<p>畜産・酪農生産力強化対策事業のうち</p> <p>① 酪農経営改善対策事業</p> <p>② 肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業</p> <p>③ 繁殖性等向上対策事業</p>	<p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 酪農経営改善対策事業 酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大等の取組に対する支援。</p> <p>② 肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業 肉用牛経営・酪農経営の連携の下、受精卵移植による乳用牛由来の肉用牛の生産・利用を促進する取組を支援。</p> <p>③ 繁殖性等向上対策事業 畜産経営における新技術を活用した繁殖性の向上等を図る取組に対する支援。</p> <p>ア 技術力の高度化支援 地域の課題を解決できる畜産技術者を養成するため、実践的な研修等を行う取組</p> <p>イ 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援 地域の課題を解決できる技術を用いて、畜産技術の実証・普及、繁殖性の向上、子牛の損耗低減対策、肥育用雌牛等を用いた増頭対策等を行う取組</p>	<p>事業実施主体は、次の業務を実施するものとする。 また、事業実施主体は、左欄の事業の内容を自ら実施することもできるものとする。</p> <p>① 事業取組主体からの事業申請の受付・取りまとめ及び審査</p> <p>② 事業取組主体への補助金の交付</p> <p>③ 事業実施状況等の確認・報告</p>	<p>次の全ての要件を満たすこと。</p> <p>① 実施しようとする事業メニューに関する知見及びノウハウを有していること。</p> <p>② 事業実施体制の構築が可能であり、農林水産省及び基金管理団体と連携することが可能であること。</p> <p>③ 公募対象事業のメニューの推進並びに補助金の管理及び執行を行える体制を有していること。</p>	<p>○事業費 ○備品費 ○事務費</p>	<p>定額、1/2以内</p>
--	--	--	---	-------------------------------	-----------------

④ 養豚競争力強化対策事業	④ 養豚競争力強化対策事業 養豚業の基礎となる種豚の能力向上等を図るために行う、種豚生産経営等における飼料の利用性及び肉質を測定するための機器、飼養衛生管理の高度化を図るための機器並びに凍結精液の製造に必要な機器の導入等の取組に対する支援。			
---------------	---	--	--	--

(注) 「補助対象経費の範囲」に掲げる各経費の内容は、次のとおりとする。

- 「事業費」とは、公募対象事業のメニューの実施に必要な経費である。
- 「備品費」とは、公募対象事業のメニューを実施するために直接必要な試験・調査に係る備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）である。
- 「事務費」の各経費の内容は次のとおりとする。
 - 人件費：事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要するもの等）について、事業を実施する民間団体等が、当該事業に直接従事する者に支払う実働に応じた対価で、直接作業時間に対する給与その他手当（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）による。）
 - 旅費：本事業の推進・指導・検査・審査に要する旅費、外部専門家に対する旅費等
 - 賃金：日々雇用される雑役及び事務補助員に対する賃金（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）による。）
 - 共済費：臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
 - 報償費：外部専門家に対する謝金
 - 需用費：消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費）、印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）及び修繕費（庁用器具類の修繕費）
 - 役務費：通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料等
 - 使用料及び賃借料：会場借料並びに自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
 - 委託料：本事業に係る事務の委託等（委託料の中に賃金等の人件費がある場合には、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）が適用される。）
 - 雑費：収入印紙代等